

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成三十年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンモール橿原  
所在地 橿原市曲川町七丁目四四三の一ほか
- 二 橿原市から聴取した意見の概要

#### 1 環境関係

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。
- (2) 事業活動に伴って発生した一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理すること。
- (3) 事業系一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない廃棄物については、橿原市が定める一般廃棄物処理計画に従って分別し、保管する等適正に処理すること。
- (4) 事業系一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。
- (5) 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市が定める「一般廃棄物処理計画」（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

#### 2 教育関係

奈良県青少年の健全育成に関する条例を遵守すること。

#### 3 景観関係

今回の届出に関連して、景観法による行為の届出並びに橿原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

#### 三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

#### 四 縦覧期間

平成三十年十二月二十五日から平成三十一年一月二十五日まで。ただし、奈良県の  
休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県  
の休日を除きます。

##### 五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで